

【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】 別紙2

1. 独立役員の確保に係る実務上の留意事項について

(1) 制度の趣旨・独立役員とは

上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員を1名以上確保しなければならない旨を、適時開示等規則の企業行動規範（第4章第1節）のうち実効性確保手段の対象となる「遵守すべき事項」として規定しています。

（※）独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、平成21年6月公表の経済産業省企業統治研究会報告書において、一般株主との利益相反問題の回避について、一般株主保護の観点から、経営陣から独立した者の存在が前提となる旨の提言がなされました。また、実際にも、こうした者を確保することについては以前より内外の投資者を中心として、強い要望が寄せられていました。名証では、こういった状況を踏まえ、平成22年2月に適時開示等規則の一部改正を行い、独立役員の1名以上の確保を義務化いたしました。従って、独立役員制度は、一般株主保護の観点から、経営陣から独立した役員を1名以上確保することを上場会社に義務づけたものです。

なお、この独立役員の法的な地位、責任範囲は会社法上の社外取締役、社外監査役と異なることはなく、その権限と責任、選任方法、任期等は、会社法の範囲内で定められるものである点が変わるものではありません。

※ コーポレートガバナンス・コードでは、上場会社は「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである」（原則4－8）としていますが、これは上場会社に2名以上の独立社外取締役の選任を義務づけるものではありません。「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法の下、「実施しない理由」を説明することにより、当該原則を実施しないことも想定されているものです。2名以上の独立社外取締役の選任を行わない場合には、その理由の説明が求められることになります。

(2) 独立役員の確保に係る企業行動規範上の遵守事項

上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（同条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保することが義務づけられています。

【適時開示等規則第31条の2】

上場内国会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない。

今回の改訂における主な変更箇所は、**青字・下線**又は**取消線**で表示しています。

平成27年3月25日の改訂案から誤表記の訂正を行った箇所は、**赤字・二重下線**で表示し、**【訂正あり】**の印を付しています。

【適時開示等規則第42条の4】

上場内国会社は、独立役員に関して記載した名証所定の「独立役員届出書」を名証に提出することが義務付けられています。

また、「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を名証に提出することが義務付けられています。

【適時開示等規則の取扱い16】

上場会社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を1名以上確保することが義務付けられています。加えて、上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないものとされています。

また、独立役員の確保に係る企業行動規範の遵守状況を確認するため、名証への「独立役員届出書」の提出を求めており、提出された「独立役員届出書」は、企業行動規範への遵守状況の確認手続きの透明性を確保する観点から公衆縦覧に供することとしています。

なお、企業行動規範上の義務は、1名以上の独立役員の確保ですので、要件に合致する社外役員が複数名存在する場合であっても、その全員を独立役員として届け出なければならないものではありません。ただし、要件に合致する社外役員が複数名存在する場合に、その全員が独立役員として届け出られていないときは、全ての社外役員について属性情報を独立役員届出書に記載する必要があります（詳細は「(6) 社外役員に関する記載」を参照してください。）。また、独立役員を指定する場合の決定方法は、取締役会決議に限らず、会社の任意で定めることができますが、独立役員の指定にあたっては、書面その他の方法により独立役員となることに関する本人の同意を得たうえで、「独立役員届出書」に記載された内容の確認等を行ってください。

1名以上の独立役員の確保及びその適切な届出が行われない場合は、企業行動規範に違反したものとして、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特設注意市場銘柄への指定など所定の措置を講ずることがあります。実効性確保手段の適用の要否は、独立役員が不在となった事情や、今後の方針等を総合的に勘案し、ケースバイケースの判断を行うことになります。例えば、独立役員が急病等のやむを得ない事情により不在となった場合には、基本的には、一時的に独立役員が不在となることをもって直ちに公表措置等を行うという判断にはならないと考えられます。

(3) 独立性に関する判断について

① 概要

「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者」であるか否かは上場会社において実質的に判断する必要がありますが、例えば、独立役員として届け出ようとする者が、経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合には、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立役員の要件である「一般株主と利益相反の生じるおそれがない者」には該当しない可能性が高いと考えられます。

以下②のとおり、典型的に一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合を掲げています（当該事由を「独立性基準」といいます。以下同じ。）が、独立性基準に抵触しな

い場合であっても、上場会社における実質的な判断の結果「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない」とはいえない場合には、独立役員の要件を満たさない点に留意が必要です。

② 独立性基準について

独立役員として届け出ようとする者が以下AからEに掲げる独立性基準に抵触する場合には、独立役員として届け出ることができません。

また、既に独立役員に指定している者が、事後的に独立性基準に抵触した場合には、直ちに名証に独立役員届出書（その者について独立役員の指定を解除したもの）を再提出してください。

※ 独立性基準の抵触の有無に係る判断は、上場会社単体で考えることで差し支えありません。ただし、独立性基準に抵触しない場合であっても、「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない」とはいえない場合は、独立役員の要件を満たさない点に留意が必要です。例えば、上場会社が持株会社形態であるような場合において、社外取締役・社外監査役が重要な事業子会社の「主要な取引先」の業務執行者であるような場合においては、その者を独立役員として届け出ようとする場合、独立性基準に抵触しないことが想定されますが、その者が一般株主と利益相反の生じるおそれがない者に該当するのかは、別個の検討が必要と考えられます。

※ コーポレートガバナンス・コードでは、「取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである」（原則4－9）としています。この原則を実施する上場会社は、独立性基準を踏まえて、自社（グループ）の独立性判断基準を策定し、独立役員届出書やコーポレート・ガバナンス報告書等において開示してください。

独立性基準の詳細は、以下のとおりです。

~~a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者~~

~~※ 「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいいます。~~

~~※ 「兄弟会社」とは、当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。~~

~~※ 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。~~

~~「顧問」や「相談役」については、法令上の一般的な定義が存在しないため、その実態に照らして「業務執行取締役又は使用人」に該当するか否かを判断することが必要となります（これは、会社法施行規則の解釈に係る問題であるため、法律専門家等にも確認することが適当です。）なお、その者の経歴如何によっては、開示加重要件における「業務執行者であった者」には該当する可能性があるので留意が必要です。~~

A 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

B 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

※ 「主要な取引先」に該当するか否かについては、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲

げる「当該株式会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）」に準じて上場会社が判断するものとします。

「主要な取引先」とは、上場会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による売上高等が上場会社の売上高等の相当部分を占めている相手や、上場会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、いわゆるメインバンクなどが考えられます。

なお、メインバンクに該当する銀行であれば必ず「主要な取引先」に該当するというわけではなく、メインバンクであっても、借入れ等の取引自体が僅少である場合など、「主要な取引先」に該当しないケースはあり得るものと考えられます。

- ※ 「上場会社を主要な取引先とする者」の判断にあたっては、独立役員として届出が行われる者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業に、直接照会を行う等の方法で、合理的な範囲で確認していただくことを想定しています。「上場会社を主要な取引先とする者」の典型的な例としては、上場会社との取引による売上高等が当該取引先の売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業などが考えられます。
- ※ 役員選任議案に係る株主総会参考書類等の記載事項と取扱いの齟齬の無いように（例えば、株主総会参考書類では「主要な取引先」として取り扱われているにもかかわらず、独立役員届出書では「主要な取引先」とされていないということの無いように）、留意が必要です。
- ※ 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。

「顧問」や「相談役」については、法令上の一般的な定義が存在しないため、その実態に照らして「業務執行取締役又は使用人」に該当するか否かを判断することが必要となります（これは、会社法施行規則の解釈に係る問題であるため、法律専門家等にも確認することが適当です。）。なお、その者の経歴如何によっては、属性情報の開示を要する「業務執行者であった者」には該当する可能性があるので留意が必要です。

C 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

- ※ 「多額の金銭その他の財産」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ロ又は同第76条第4項第6号ロの「多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）」に準じて上場会社が判断するものとします。
- ※ 本項に該当し得る場合としては、顧問弁護士等が考えられますが、顧問弁護士であれば必ず「多額の金銭その他の財産を得ている」者に該当するというわけではありません。
- ※ 金融商品取引法に基づく会計監査による監査報酬が「多額の金銭その他の財産」にあたるかどうかの判断にあたっては、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」において、依頼人からの報酬への依存度の高さにより監査人の独立性に関して脅威が生ずる可能性があるとして（当該適用指針第220項以下）ことを踏まえ、当該適用指針への該当状況等を参考にすることが考えられます。

D 最近において次の(A)から(D)までのいずれかに該当していた者

- (A) A、B又はCに掲げる者
(B) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
(C) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
(D) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

※ 「最近において次の(A)から(D)までのいずれかに該当していた」場合とは、実質的に現在、(A)から(D)までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、(A)から(D)までのいずれかに該当していた場合等が含まれます。なお、1年以上前に(A)から(D)までに該当していた場合には、「最近において…該当していた」に該当しないことが通常と考えられます。

※ 「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいいます。

※ 「兄弟会社」とは、上場会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。

- E 次の(A)から(H)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 (A) Aから前Dまでに掲げる者
(B) 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
(C) 上場会社の子会社の業務執行者
(D) 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
(E) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
(F) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
(G) 上場会社の兄弟会社の業務執行者
(H) 最近において前(B)～(D)又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

【訂正あり】

※ 「重要でない」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ハ等に準じて上場会社が判断するものとします。具体的に「重要」な者として想定されるのは、A又はBの業務執行者等については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、Cの所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含みます。）を想定しています。

※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません。

② ~~開示加重要件について~~

~~開示加重要件に該当する場合には、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由を独立役員届出書やコーポレート・ガバナンス報告書において記載することが必要となります。~~

~~開示加重要件の詳細は、以下のとおりですが、大要、①過去に独立性基準に抵触していた場合又は②上場会社の主要株主である場合に開示加重要件に該当することとなります。~~

- ~~a 過去に当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等~~
- ~~b 過去に当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等~~
- ~~c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家が法人、組合等の団体である場合に、当該団体に過去に所属していた者~~
- ~~d 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいいます。以下同じ。）~~
- ~~e 次の(a)又は(d)に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者~~
 - ~~(a) aから前dまでに掲げる者~~
 - ~~(b) 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。）~~

~~※ 「過去」とは、過去10年間に限定するものではありませんので、ご注意ください。~~

~~※ 過去の該当状況については、当該報告書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲の確認を想定しています。この場合、「過去の主要株主」や、「過去の主要な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社に過去所属していた者」や、「現在の主要な取引先である会社に過去勤務していた者」である場合に、その内容について開示していただくことを想定しています。~~

~~※ aからe及びeについて、業務執行者又は最近において業務執行者であった者（eについてはその近親者）は独立性の基準に抵触するため、独立役員として指定できません。~~

~~※ 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「主要な取引先」「当該会社を主要な取引先とする者」「多額の金銭その他の財産」「重要でない」「近親者」などの解釈については、「② 独立性基準について」を参照してください。~~

(4) 事前相談について

上場会社は、独立役員として届け出ようとする者が、独立性基準のいずれかに抵触するおそれがある場合等には、事前相談を行っていただくことも可能です。

事前相談にあたっては、原則として、提出予定の「独立役員届出書」の案をあらかじめ用意してください。また、ご相談いただいた内容については、その結果、独立役員として指定することにつき再考をお願いすることも考えられますので、十分な時間的余裕をもって事前相談を行ってください。

※ 「独立役員届出書」の内容に変更が生じる日の2週間前までに、変更内容を反映した「独立役員届出書」を当取引所に提出することとなっています（適時開示等規則の取扱い16参照）ので、事前相談は早めに行うよう留意してください。

(5) 属性情報の記載

上場会社は、独立役員として指定する者が次のaからlまでのいずれかに該当する場

合は、該当状況及びそれぞれの概要を記載してください。

- a 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者
- b 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- c 過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者
- d 過去に上場会社の親会社の監査役であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- e 過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者
- f 過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者
- g 過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。）
- j 上場会社の取引先又はその出身者（f、g又はhに該当する場合を除く。）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- l 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

※ a から i までに掲げる者（重要でない者を除く。）については、その近親者も同様の取扱いとしています。

【有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5)】

これは、独立役員の属性情報として、事実関係の記載を求めるものです。「独立性基準」と異なり、このa から l に該当する社外役員であっても、それだけで直ちに独立性が否定されることにはなりません。

なお、属性情報の記載は、独立役員届出書だけでなく、コーポレート・ガバナンスに関する報告書においても必要となります（詳細は、「第9章 3. コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領」をご参照ください）。

① 属性情報のa から i について

〔a から i の各項目への該当性の判断について〕

- ・ 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「主要な取引先」「上場会社を主要な取引先とする者」「多額の金銭その他の財産」「重要でない」「近親者」などの解釈については、「(3)② 独立性基準について」を参照してください。
- ・ 「過去」とは、過去10年間に限定するものではありませんので、ご注意ください。
- ・ 過去の該当状況については、独立役員届出書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲の確認を想定しています。
例えば、「過去の主要株主」や、「過去の主要な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社」に過去所属していた者や、「現在の主要な取引先である会社」に過去勤務していた者である場合に、その内容について開示していただくことを想定しています。
- ・ a 及び b については、過去10年以内に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者は、会社法上の社外取締役又は社外監査役としての社外性が認められないため、独立役員として指定できません。したがって、属性情報の記載が必要となるのは、過

去10年以前にそうした関係があった場合を想定しています。

また、c から h について、最近において業務執行者であった者（及びその近親者）は、独立性基準（a 及び b については社外性要件）に抵触するため、独立役員として指定できません。

〔a から i の個別の属性情報に関する記載上の注意点（概要として記載する内容）〕

- a 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者
- b 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- c 過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者
- d 過去に上場会社の親会社の監査役であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- e 過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者

＜概要として記載する内容について＞

- ・ 過去に業務執行者であった関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、業務執行者であった時期、年数、当時の地位及び業務内容、並びに業務執行者を退任した後も関係が継続している場合にはその概要（例えば、非業務執行の顧問として在籍していること）等を記載することが考えられます。

- f 過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者
- g 過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者

＜概要として記載する内容について＞

- ・ 過去に業務執行者であった関係（又は所属していた関係）を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引先の会社名（又は団体名）、取引関係（又は金銭等の受領関係）の内容、規模、当該取引関係（又は金銭等の受領関係）が上場会社又は取引先（又は団体）に与える影響の大きさについての評価に加え、取引先の業務執行者であった（又は団体に所属していた）時期、年数、当時の地位及び業務内容、並びに業務執行者を退任した後も関係が継続している場合にはその概要（例えば、非業務執行の顧問として在籍していること）等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。）

＜概要として記載する内容について＞

- ・ 主要株主としての関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、当該主要株主の議決権保有比率、上場会社の経営に影響を与える事実関係（役員派遣等）の有無、主要株主の業務執行者等である場合には、業務執行者としての関係の概要（主要株主における地位や業務内容等）等を記載することが考えられます。

② 属性情報の j から l について

〔j から l の各項目への該当性の判断について〕

- ・ 「取引」、「相互就任」、「寄付」の関係の記載については、それが独立役員届出書の記載事項となっていることを前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載を求めるものです。記載にあたっては、合理的に可能な範囲での確認を行っていただければ足りることとします。例えば、「出身者」にあたるかどうかを判断するための確認の内容としては、通常は、有価証券報告書の「役員の状況」の略歴に記載する程度の所属先を確認すればよいと考えられます。
- ・ 「現在」における、上場会社と、独立役員本人及び独立役員の出身元の会社等との間の関係が記載の対象となります。ここで「現在」とは、直近事業年度の開始日から当事業年度の独立役員届出書を提出するまでの期間をいい、この期間における関係の有無の確認を行えば足りることとします。ただし、これより前の期間についても含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 上場会社単体における関係が記載の対象であり、上場会社単体での関係の有無の確認を行えば足りることとします。取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付を行っている先についても、単体で判断することで足りることとします。ただし、連結ベースでの関係も含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 「出身者」とは、現在を含む直近10年間（当該社外役員候補者が、株主総会で社外役員に就任されるときを起算点とします。）において業務執行者であった場合をいい、独立役員候補者が直近10年間に於いて所属していた先について確認を行えば足りることとします。ただし、直近10年間よりも過去の職歴も含めて記載することを妨げるものではありません。

〔j から 1 の属性情報の記載に共通する取扱い〕

- ・ 属性情報の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することができます。
 - ※ 概要を記載するか、これに代えて理由の記載を行うかは上場会社の判断に委ねられています。概要に代えて記載する理由としては、例えば、①取引の概要については、一般消費者としての通常の取引であるといった理由、②相互就任の概要については合併等によって意図せず社外役員が相互就任する形となっているといった理由、③寄付の概要については寄付金額が僅少であるといった理由が考えられます（これらに限定されるものではありません。）。これらの場合でも、属性情報に係る関係が存在するという事実自体は記載（チェック欄を使用）する必要があります。
 - ・ 上場会社が、取引又は寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準（例えば、取引高が「●●万円未満」など）を定め、当該軽微基準の概要を記載している場合には、軽微基準の範囲内である場合については、その存在自体の記載を省略することも考えられます。
- なお、このような「軽微基準」は、「独立性に与える影響が「ない」と判断されるかどうか」を示す基準である必要があり、「独立性に与える影響が「少ない」かどうか」という程度問題ではないと考えられます。そのため、例えば、「取引」についても「主要な取引先」における該当性の判断の水準とは異なる点にご留意ください。

〔j から 1 の個別の属性情報に関する記載上の注意点〕

j 上場会社の取引先又はその出身者（f、g 又はhに該当する場合を除く。）

- ・ f、g 又はhに該当する取引先を除く、全ての取引先が記載の対象となります。

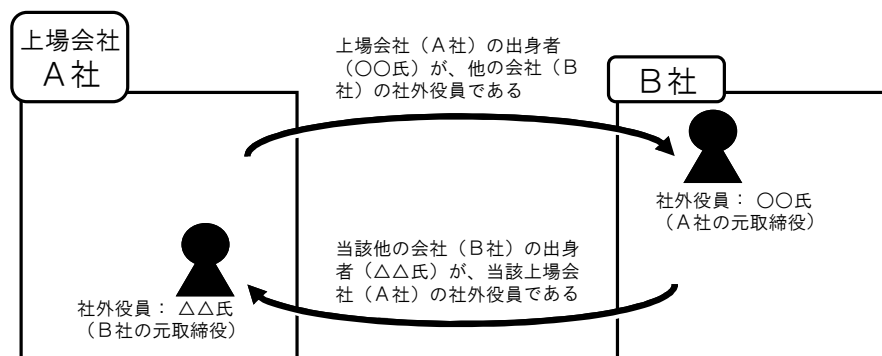
- ・ 非常勤の顧問に対する報酬の支払いや、アドバイザリーボードの委員に対する謝礼の支払い、監査法人に対する監査報酬の支払いなども「取引」に該当する点にご留意ください。

〔取引の概要の記載内容について〕

- ・ 取引先と上場会社間に存在する全ての取引の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 取引関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引の種別や金額、取引が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

Ⅱ 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者

- ・ 「社外役員の相互就任」とは、上場会社の出身者が、他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます（下図参照）。



〔相互就任の概要の記載内容について〕

- ・ 社外役員の相互就任の関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、相互就任の関係にある会社名のほか、相互就任の関係となるに至った経緯及び順序、相互就任の関係にある会社との関係、それぞれの前任者も同一企業の出身者であればその旨等を記載することが考えられます。

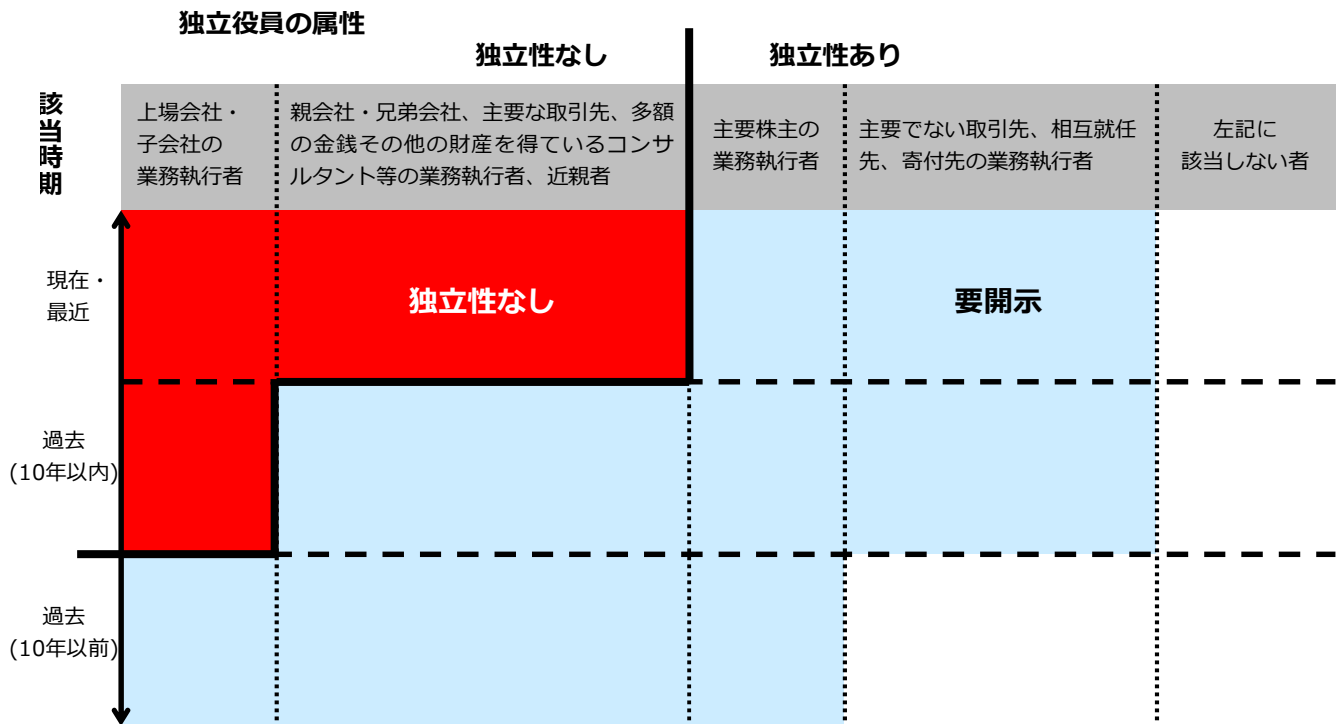
Ⅲ 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

- ・ 寄付金額の多寡に関わらず、記載の対象となります。

〔寄付の概要の記載内容について〕

- ・ 上場会社が行っている全ての寄付の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 寄付金関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、寄付の金額や目的、寄付が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

(参考) 独立性基準と属性情報の記載の全体イメージ 概念図



(6) 社外役員に関する記載

上場会社は、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員と同様に、独立性基準への該当状況や属性情報に関する記載を行うことが必要となります。

独立役員に指定する社外役員だけでなく、独立役員に指定しない社外役員の情報も含めた、全ての社外役員の情報の記載が必要です。全ての社外役員の氏名を明記したうえで、そのうち、独立役員に指定する社外役員には、その旨の印を付してください。具体的には、独立性基準及び属性情報の該当の有無のチェックと、該当状況についての説明が必要となります。

独立役員届出書における具体的な記載方法については、「2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」をご参照ください。

自社の社外役員のうち、独立役員として指定しうる社外役員の全員を独立役員として指定している旨を、明記した場合には、独立役員に指定されていない社外役員についての独立性基準への該当状況及び属性情報の記載を、省略することができます。

独立役員届出書の様式においては、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」というチェックボックスを設けています。このチェックボックスをチェックした場合には、独立役員として指定されていない社外役員については、上場会社が、独立役員の資格を充たす者ではないと判断したことが明らかになるため、当該社外役員について、「役員の属性」の項目について記載を行う必要はありません。

例えば、社外役員が5名選任されている上場会社において、そのうち3名が独立役員の資格を充たしており、残りの2名は独立役員の資格を充たしていないときに、同社が、独立役員として指定しうる3名全員を独立役員として指定していて、かつ、そのことを独立役員届出書のチェックボックスにおいて明示した場合には、それ以外の2名の社外役員については、独立性基準への該当状況や、属性情報の記載を行う必要はありません。

(7) 独立役員届出書の更新

独立役員届出書の更新を行う場合の取扱いは、以下のとおりです。

〔株主総会前における提出〕

○株主総会において独立役員・社外役員の構成が変わることが予定されている場合や、属性情報（「取引」、「相互就任」、「寄付」の該当状況及びその概要）の記載内容に変更がある場合（※1）には、その2週間前までに独立役員届出書を提出してください。実務上、株主総会の招集通知を株主に発送するタイミングに併せて届け出いただくことを想定しています。[招集通知の株主への発送に先立って、TDnetを通じて当取引所に招集通知等の電子ファイルを提出する場合（適時開示等規則取扱い10\(4\) a、コーポレートガバナンス・コード 補充原則1－2②参照）](#)には、独立役員届出書もこれと同時に提出することが考えられます。

〔期中における提出〕

○期中において、独立役員届出書の内容に変更がある場合（※2・※3）には、原則として変更が生ずる日の2週間前までに独立役員届出書を提出してください。（※4）

- ※1 「再任」の場合でも、定時株主総会の前のタイミングにおいて、取引関係等の記載の更新の要否を確認し、記載内容に変更がある場合には、変更後の独立役員届出書を提出してください。
- ※2 期中において独立役員届出書の再提出が必要となるのは、以下の場合です（これらに該当しない場合でも、上場会社が任意で記載内容の見直しを行うことは可能です）。この場合には、以下に掲げる再提出に係る者についてのみ記載内容の更新を行えばよく、それ以外の者に関しては、記載内容の更新を行う必要はありません。
- ・独立役員を新たに指定する場合
 - ・独立役員を指定解除する場合（社外役員の辞任による場合のみならず、社外役員としての地位に変動はなく独立役員の指定のみを解除する場合も含まれます。）
 - ~~・独立役員が開示加重要件に該当することとなった場合（届出済みの独立役員が、独立性基準に抵触することとなった場合には、直ちに名証にその旨をご連絡ください。）~~
- ※3 以下の場合は、その時点において独立役員届出書を再提出することは不要であり、その後の株主総会において社外役員の選任議案（再任を含む。）が付議されることに伴い独立役員届出書を提出する際に、変更内容を反映してください。
- ・属性情報の有無について変更がある場合（例えば、当初提出した独立役員届出書においては、取引関係はないとしていたが、期中において取引関係が生じた場合や、取引関係がある先の業務執行者に就任した場合など）
 - ・属性情報の概要について変更がある場合（例えば、当初提出した独立役員届出書において記載していた取引の金額等が、期中において変動した場合など）
 - ・独立役員に指定していない社外役員が独立性基準に該当することとなった場合

2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について

(1) 独立役員届出書の様式及び記載上の注意事項

独立役員届出書のフォーマットは、以下のとおりです。

独立役員届出書																			
1. 基本情報																			
会社名											コード								
提出日						異動（予定）日													
独立役員届出書の提出理由																			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）																			
2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項																			
番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
3. 独立役員の属性・選任理由の説明																			
番号	該当状況についての説明（※4）										選任の理由（※5）								
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
4. 補足説明																			

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

各項目の記載上の注意は以下のとおりです。

1. 基本情報

項 目	記載上の注意
(1)会社名	・会社名を記入してください。
(2)コード	・4桁の会社コードを半角数字で記入してください。
(3)提出日	・独立役員届出書を提出する日付を半角数字で「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、平成27年5月20日に提出を行う場合には、「2015/5/20」と記入してください。
(4)異動（予定）日	・独立役員又は社外役員に異動が生じる日を「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、平成27年6月20日の株主総会において新たに選任される社外役員を独立役員として指定する場合には、「2015/6/20」と記入してください。
(5)独立役員届出書の提出理由	・独立役員届出書を提出する理由を記載してください。 ・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員であり、(7)以降の項目においては、退任した社外役員の氏名等の記載は行いません。社外役員の退任を理由に独立役員届出書を提出する場合には、退任者の氏名は本欄に記載してください。 (例) ・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・独立役員である〇〇〇氏が、期中（●●年●月●日付）で社外取締役（社外監査役）を退任したこととともない、新たに□□□氏を独立役員として指定するため。 ・独立役員である△△氏が新たに独立性基準に抵触することとなったため。
(6)「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」チェックボックス	・独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している場合には、チェックを付してください。チェックを付した場合には、独立役員に指定していない社外役員について、(10)、(13)の記載は不要となります。 ・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」場合においても、(7)氏名、(8)社外取締役／社外監査役の別及び(11)異動内容（異動がある場合）については、全員分、記載が必要です。

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

項 目	記載上の注意
(7)氏名	・全社外役員の氏名を記入してください。 ・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員です。異動（予定）日において退任する予定の社外役員については、記載しないでください。 ・「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」欄においては、本欄に記載した社外役員の氏名と同じ並び順で記載してください。 ・社外役員が5名以上いる場合には、必要に応じてExcelファイル上で非表示となっている行を表示することにより、全社外役員の氏名を記載してください。
(8)社外取締役／社	・ドロップダウンリストから、「社外取締役」又は「社外監査役」

項 目	記載上の注意
外監査役（ドロップダウンリスト）	のいずれかを選択してください。
(9) 独立役員（ドロップダウンリスト）	- 当該社外役員を独立役員として指定している場合には、ドロップダウンリストから「○」を選択してください。 - 当該社外役員を独立役員として指定していない場合には、空欄としてください。
(10) 独立性の基準及び開示加重要件への該当状況（ドロップダウンリスト）	当該社外役員が、フォーマット下部の「※2」に掲げるa1～e2に掲げる事由に該当している場合には、本欄の該当する項目にチェックをしてください。なお、「※2」に記載している文言は、有価証券上場規程に関する取扱い要領に定める文言を簡略化して記載しているものであることにご注意ください。 これらの規定の解釈等については、「1. (3) 独立性に関する判断基準について ③開示加重要件について」等を参照してください。 選択項目については、上記各事由に、社外役員「本人」が該当する場合には上段の、社外役員の「近親者」が該当する場合には下段のドロップダウンリストを使用してください。 各項目のドロップダウンリストにしたがって、「現在・最近」において該当している場合には「●」を、「過去」において該当している場合には「▲」を選択してください。ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「現在の親会社に過去勤務していたような場合」を指します。「過去の親会社に現在勤務している場合」や「過去の親会社に過去勤務していた場合」はこれにあたりません。 当該社外役員が、a1～e2のいずれにも該当していない場合は、「該当なし」の項目のドロップダウンリストから「○」を選択してください。 なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については本欄は記載不要です。
(10) 属性情報（ドロップダウンリスト）	- 当該社外役員が、フォーマット下部の「※2」に掲げるa～1に掲げる事由に該当している場合には、その該当する項目にチェックをしてください。なお、「※2」に記載している文言は、有価証券上場規程に関する取扱い要領に定める文言を簡略化して記載しているものであることにご注意ください。 - a～1の解釈等については、「1. (3)② 独立性基準について」及び「1. (5) 属性情報の記載」をご参照ください。 - 選択項目については、上記各事由に、社外役員「本人」が「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」において該当している場合は「△」をドロップダウンリストから選択してください。 - 社外役員の「近親者」が上記各事由（j～1を除く。）に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」において該当している場合は「▲」をドロップダウンリストから選択してください。・該当する項目が複数ある場合は、そのすべてを選択してください。 - ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、

項 目	記載上の注意
	「現在の親会社に過去勤務していたような場合」を指します。 「過去の親会社に現在勤務している場合」や「過去の親会社に過去勤務していた場合」はこれにあたりません。 ・当該社外役員が、a～lのいずれにも該当していない場合は、「該当なし」の項目のドロップダウンリストから「○」を選択してください。 ・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については本欄は記載不要です。 ・j及びlに関して、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めて(15)に記載している場合に、当該軽微基準に該当するときは、当該項目に係るチェック欄へのチェックが不要となります。
(11)異動内容(ドロップダウンリスト)	・当該社外役員が、異動(予定)日における異動の対象である場合には、本欄において該当項目を選択してください。 ・社外役員の任期中である場合や、再任の場合など、社外役員・独立役員の地位に変動がない場合には、本欄は空欄としてください。 ・異動(予定)日において新たに社外役員に就任する場合には、当該者を独立役員に指定するか否かに関わらず、「新任」を選択してください。 ・既に社外役員となっている者を、追加的に独立役員に指定する場合には、「指定」を選択してください。 ・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独立役員の指定のみを解除する場合には、「指定解除」を選択してください。 ・個別の社外役員についての記載内容について、記載内容の訂正や、チェック欄の更新等がある場合には、「訂正・変更」を選択してください。 ・記載対象は、異動(予定)日の時点における最新の全社外役員ですので、異動(予定)日において退任する社外役員についての記載は不要です。
(12)本人の同意(ドロップダウンリスト)	・独立役員として届け出られる社外役員が、適時開示等規則に基づいて独立役員として届け出られることに同意していること及び独立役員届出書の内容について確認を行っていることを確認するために、ドロップダウンリストから、「有」を選択してください。 ・独立役員に指定していない社外役員については、本欄の記載は不要です。 ・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独立役員の指定のみを解除する場合(「指定解除」の場合)も、本欄の記載は不要です。

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

項 目	記載上の注意
(13) 該当状況につ	<u>[役員の属性の該当状況の説明]</u>

いての説明	・当該社外役員が属性情報のa～lのいずれかに該当している場合は、その概要を記載してください。記載内容については、「1. (5) 属性情報の記載」の説明等を参照してください。 (例) ・社外取締役の△△△△氏は、株式会社〇〇に□□□□年から□□□□年まで総務部長として勤務していました。当社は株式会社〇〇から当社製品の部品である△△△を継続的に購入しており、取引額は年間□□□百万円（〇〇〇〇年〇〇月期実績）です。当該取引額は、株式会社〇〇の年間売上高の△△％に相当し（〇〇〇〇年〇〇月期実績）、当社が公表している独立性判断基準に照らして、株式会社〇〇は当社を主要な取引先とする者に該当します。 ・社外取締役の□□□□氏は、当社製品の販売先である株式会社△△△の出身です。株式会社△△△と当社との間には、年間〇〇〇百万円（平成〇〇年〇〇月期実績）の取引が存在しています。 ・社外監査役の〇〇〇氏は、□□大学の経済学部教授ですが、当社は、同大学工学部〇〇学科に、研究支援目的で〇〇〇百万円（平成〇〇年〇〇月期実績）の寄付を行っています。 ・「(7) 氏名」欄に記載した社外役員の氏名と同じ順番で記載してください。 ・本項目は、独立役員のみならず、社外役員についても記載は必須です。ただし、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については記載不要です。 ・j～lに関して、概要に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載する場合にも、本欄を使用してください。
(14) 選任の理由	[独立役員に指定する場合] ・当該社外役員を独立役員として指定する理由（独立役員として指定しようとする者について、上場会社として「一般株主との利益相反が生ずるおそれがない」と判断した根拠）を記載してください。コーポレート・ガバナンスに関する報告書において記載が求められる「独立役員の確保の状況」について記載する内容と同様の内容とすることが考えられます。 ・「一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していない」ことを事実に基づいて説明するなど、独立役員の指定理由の記載が必要です。 独立役員として指定する者がフォーマット下部の「※2」のa1～e2のいずれかに該当している場合は、当該事由に該当していてもなお一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由を記載してください。 ※ かかる理由の記載にあたっては、当該者の独立性が確保されていることが客観的に説明できる根拠を記載する必要があります。 例えば、「専門的知識を有する」といった当該者の資質に

	関する説明や、「大所高所からの適切な助言をしている」といった当該者の行動に関する説明では、当該者を社外役員として選任している理由にはなりませんが、当該者の客観的な独立性が確保されていることの説明にはならないと考えられます。 また、過去に親会社の業務執行者であった者等に関しては、退職後も出身元の影響を受け続けるということはあるため、一定の年数が経過しているという事実だけでは、客観的な独立性が確保されていることの説明にはならないと考えられます。 〔独立役員に指定しない場合〕 独立役員に指定していない社外役員については、記載を必須とするものではありませんが、当該社外役員の選任理由として、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載する「当該社外取締役（社外監査役）を選任している理由」と同様の内容を記載することが考えられます。また、当該社外役員に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、その効用を記載することも考えられます。
--	--

4. 補足説明

項 目	記載上の注意
(15) 補足説明	- コーポレートガバナンス・コードの原則4－9の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。 - 本欄の記載にあたっては、独立性判断基準の内容を本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合にその内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載する方法としても差し支えありません。 コード【原則4－9】 <u>取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。</u> - 上場会社が取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めた場合には、本欄において当該基準を記載してください。 - 独立役員が確保されていない場合には、独立役員の確保に向けた今後の対応方針を記載してください。 - その他、独立役員届出書に記載した内容について補足すべき内容がある場合には、本欄を使用してください。

(2) 独立役員届出書の作成・提出及び公衆縦覧

①独立役員届出書の作成・提出

1) 独立役員届出書のダウンロード

独立役員届出書のフォーマットを、上場会社通信に掲載しております。上場会社通信にログインし、順に、「提出書類様式・提出」、提出書類一覧の「その他」をクリックします。フォーマット一覧を表示する画面に遷移しますので、項番52「独立役員届出書」の項目からExcelファイルをダウンロードし、保存してください。

2) Excelファイルへの入力

ダウンロードした独立役員届出書のフォーマットを用い、「(1) 独立役員届出書の様式及び記載上の注意事項」を参考に、必要事項を記載してください。

- ※1 フォーマット内の「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」及び「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」において必要な行の数は、各上場会社の社外役員の人数によって異なります。各社の必要に応じて、Excelファイル上、非表示となっている行を表示させることなどによって調整してください。なお、調整の結果、1ページに収まらない場合は、2ページ以上とすることも可能です。
- ※2 独立役員届出書は、最終的にPDFファイルとして提出することとなりますので、入力した文字が、PDFファイル化した際にも表示されるように、Excelファイルの「行の高さ」などを適宜、調整してください。

3) ファイル名の設定

独立役員届出書フォーマットのExcelファイルのファイル名が、PDFファイルに変換された際に右上にヘッダーとして表示されるように設定されております。ファイル名は、「会社名_独立役員届出書.xls」又は「会社名_独立役員届出書.xlsx」としてください。

4) ExcelファイルのPDFファイルへの変換

必要事項を記載した独立役員届出書のExcelファイルを、お手持ちの変換ソフトでPDFファイルに変換してください。PDFファイルに変換する際に、独立役員届出書が複数のページにわたることとなっても差し支えありません。各上場会社において、独立役員届出書の見易さやバランスを考慮して、適宜、調整してください。

5) 独立役員届出書の提出

独立役員届出書のPDFファイルは、「TDnetオンライン登録サイト」において「縦覧書類を作成・提出する」から「独立役員届出書」を選択し、PDFファイルを登録してください。ご登録の際の表題、公開項目、開示指定日時については、以下のとおりとしてください。

- 【 表 題 】 独立役員届出書
- 【 公 開 項 目 】 独立役員届出書
- 【 開示指定日時 】 平日の17時00分

- ※1 システム処理の関係上、夜間、休日に登録された書類は提出が完了せず、再提出が必要となることがあります。このため、夜間・休日の登録はご遠慮ください。（定款や株主総会招集通知など、現在TDnetで提出いただいている他の書類とは異なりますので、ご注意ください）。
- ※2 開示指定日時は当日の17時00分のみご指定いただけます（17時00分の指定が難しい場合には、名証担当者にご相談ください）。翌日以降の17時00分を指定して登録することはできませんのでご了承ください。
- ※3 書類を登録いただいた後、名証の担当者が内容の確認を行い、ご連絡させていただくことがあります。そのため、実際の提出時刻が指定時刻（17時00分）より前後する場合がありますのでご了承ください。
- ※4 TDnetに登録されたファイルについては、当取引所の担当者の提出完了のための処理の後、翌営業日に名証ホームページに掲載されます。

②名証ホームページ等における公衆縦覧

TDnetから提出された独立役員届出書は、名証の担当者の提出完了のための処理の後、指定された時刻で上場会社DBS（TDnetデータベースサービス）に公開されます。また、登録日の翌営業日に名証ホームページ上の「上場銘柄情報」において公開されます。